

令和 5 年 9 月 1 4 日
関東東北産業保安監督部東北支部

旧田子倉鉱山に対する鉱山保安法第 3 9 条に基づく命令について

関東東北産業保安監督部東北支部（以下「当支部」という。）は、令和 5 年 9 月 1 4 日、旧田子倉鉱山の鉱業権者であった株式会社田子鞍産業（法人番号 4060001016944）に対して、鉱山保安法（昭和 2 4 年法律第 7 0 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、危害を防止するために適切な措置を講ずるよう命令を行いました。

1. 田子倉鉱山の鉱業権は、平成 3 0 年 9 月 2 5 日付けで、放棄による消滅の登録がされました。
2. 当支部は、令和 3 年 1 0 月 6 日及び令和 5 年 6 月 2 8 日に現地調査を実施した結果から、法第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、危害を防止するため坑口の閉そくその他の適切な措置を講ずるよう命令を行いました。

(本資料のお問合せ先)

関東東北産業保安監督部東北支部鉱山保安課

課長：中澤 吉幸

担当：佐々木 昌章

電話：0 2 2 - 2 2 1 - 4 9 6 2（直通）